

市民生活部市民税課

1 個人市県民税

(1) 主な法令改正等

平成30年度税制改正により、令和3年度から以下の制度となった。

ア 給与所得控除の見直し

給与所得控除額について一律10万円引き下げられ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げる。

イ 所得金額調整控除の創設

所得金額調整控除が創設され、以下の場合に適用される。

(ア) その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除する。

(イ) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

ウ 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額について一律10万円(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円)引き下げることとされ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、上限を設ける。

エ 基礎控除の見直し

基礎控除額について一律10万円引き上げられ、合計所得金額が2,400万円を超える場合については、その合計所得金額に応じて控除額が1減し、2,500万円を超える場合については、基礎控除の適用を行わないこととする。

オ 扶養控除等の所得金額要件の見直し

(ア) 配偶者特別控除について、対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超 133万円以下(改正前: 38万円超 123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分をそれぞれ10万円引き上げる。

(イ) 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下(改正前: 65万円以下)に引き上げる。

(ウ) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下(改正前: 38万円以下)に引き上げる。

(エ) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下(改正前: 85万円以下)に引き上げる。

(2) 課税状況

ア 個人市県民税現年度

区 分	市 民 税		県 民 税	
	納税義務者数	年度末賦課決定額	納税義務者数	年度末賦課決定額
均 等 割	76,241人	266,839,200円	76,241人	152,479,600円
所 得 割	68,887人	7,017,490,550円	68,868人	4,676,802,250円
合 計	76,241人	7,284,329,750円	76,241人	4,829,281,850円

イ 個人市県民税過年度

課税件数	市民税年度末賦課決定額	県民税年度末賦課決定額
700件	31,709,840円	21,107,960円

ウ 法人市民税現年度

区 分	納税義務者数 (延べ件数)	確定税額
均 等 割	5,791件	550,503,000円
法 人 税 割	3,512件	871,043,300円
合 計	9,303件	1,421,546,300円

エ 法人市民税過年度分

区 分	納税義務者数 (延べ数)	確定税額
均 等 割	156件	15,237,000円
法 人 税 割	354件	21,852,700円
合 計	510件	37,089,700円

オ 退職所得に係る分離課税分

申告納付件数	市 民 税	県 民 税
357件	54,976,200円	36,642,000円

(3) 減免申請に基づく処理状況

ア 個人市県民税

申請件数	不決定件数	減免件数	減 免 税 額	
			個 人 市 民 税	個 人 県 民 税
38件	1件	37件	756,800円	498,100円

イ 法人市民税

申請件数	不決定件数	減免件数	減 免 税 額	
			均 等 割	法 人 税 割
52件	0件	52件	3,070,000円	0円

(4) 申告相談

次のとおり申告相談を2会場で実施した。

ア 米子コンベンションセンター

米子税務署による確定申告相談と、本市による住民税申告相談を合同で実施した。

- ・相談期間 令和4年2月16日（水）～令和4年3月15日（火）（土・日除く）
- ・相談件数 801件

イ 米子市役所淀江支所

所得税の確定申告相談と住民税の申告相談を本市職員により実施した。

確定申告相談については、e-Tax（電子申告・納税システム）等電子システムによる申告書作成、データ送信を行った。

- ・相談期間 令和4年1月24日（月）～令和4年2月4日（金）（土・日除く）
- ・相談件数 529件

2 軽自動車税

(1) 主な改正等

グリーン化特例（軽課）の適用期限が延長された。

四輪以上及び三輪の軽自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新車新規登録をした車両で、その排ガス性能及び燃費性能の優れたものについて、令和3年度分に限り、下表のとおり軽課税率（年税額）が適用されることとなった。

（軽四輪乗用車）

対 象 車	内 容	税 額	
		自家用	営業用
電気・天然ガス車	税率を概ね75%軽減	2,700円	1,800円
令和2年度燃費基準+30%達成車	税率を概ね50%軽減	5,400円	3,500円
令和2年度燃費基準+10%達成車	税率を概ね25%軽減	8,100円	5,200円

（軽四輪貨物車）

対 象 車	内 容	税 額	
		自家用	営業用
電気・天然ガス車	税率を概ね75%軽減	1,300円	1,000円
平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減	2,500円	1,900円
平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減	3,800円	2,900円

(2) 課税状況（環境性能割）

課 税 台 数	調 定 額
1,343台	25,226,800円

※環境性能割は、50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した場合に適用。

(3) 課税状況（種別割）

ア 現年度分

納 税 義 務 者 数	課 税 台 数	調 定 額
44,898人	62,292台	485,444,600円

(車種別内訳)

種 別		税額 (円)	賦課期日 台数 (台)	課税免除 台数 (台)	減免台数 (台)	課税台数 (台)	調定額 (円)	
原動機付自転車	第一種	2,000	2,510	0	5	2,505	5,010,000	
	第二種乙	2,000	288	0	0	288	576,000	
	第二種甲	2,400	609	0	2	607	1,456,800	
	ミニカー	3,700	63	0	3	60	222,000	
小型特殊自動車	農耕車	2,400	2,130	0	0	2,130	5,112,000	
	その他	5,900	258	0	0	258	1,522,200	
軽自動車	軽二輪		3,600	1,203	13	0	1,190	4,284,000
	軽三輪		3,100	0	0	0	0	0
			3,900	0	0	0	0	0
			4,600	0	0	0	0	0
	雪上車		3,600	0	0	0	0	0
	四輪貨物	自家用	4,000	3,872	48	50	3,774	15,096,000
			5,000	4,302	43	34	4,225	21,125,000
			6,000	4,105	66	50	3,989	23,934,000
			1,300	1	0	0	1	1,300
			2,500	0	0	0	0	0
			3,800	66	2	0	64	243,200
		営業用	3,000	98	0	3	95	105,000
			3,800	126	0	1	125	475,000
			4,500	67	0	0	67	301,500
			1,000	0	0	0	0	0
			1,900	0	0	0	0	0
			2,900	7	0	0	7	20,300
	四輪乗用	自家用	7,200	17,432	265	316	16,851	121,327,200
			10,800	14,343	202	290	13,851	149,590,800
			12,900	8,425	163	181	8,081	104,244,900
			2,700	0	0	0	0	0
5,400			284	15	8	261	1,409,400	
8,100			1,565	47	23	1,495	12,109,500	

種 別			税額 (円)	賦課期日 台数 (台)	課税免除 台数 (台)	減免台数 (台)	課税台数 (台)	調定額 (円)
軽 自 動 車	四 輪 乗 用	営業用	5,500	0	0	0	0	0
			6,900	2	0	1	1	6,900
			8,200	2	0	0	2	16,400
			1,800	0	0	0	0	0
			3,500	0	0	0	0	0
			5,200	0	0	0	0	0
二輪の小型自動車			6,000	1,430	32	3	1,395	8,370,000
合 計			—	63,188	896	970	61,322	476,570,300

イ 過年度分

納 税 義 務 者 数	課 税 台 数	調 定 額
3人	4台	29,800円

(4) 減免の状況

区 分		申請件数	減免件数	減免台数	減免税額
公益のため直接使用するもの		34 件	34 件	249 台	2,083,800円
自動車学校の生徒の教習用		2 件	2 件	7 台	32,000円
身体障害者等 に対するもの	本人が運転するもの	429 件	428 件	428 台	3,989,900円
	家族が運転するもの	208 件	208 件	208 台	1,966,700円
その構造が身体障害者の利用に供するためのもの		27 件	27 件	78 台	632,800円
合 計		700 件	699 件	970 台	8,705,200円

(5) 課税免除の状況

区 分	申請件数	免除件数	免除台数	免除税額
商品であって使用しないもの	60件	60件	896台	7,703,400円

3 市たばこ税
課税状況

区 分	課税標準	税 率	調定額
製造たばこ	161,813,701本	(令和3年9月30日まで) 1,000本につき 6,122円 (令和3年10月1日以降) 1,000本につき 6,552円	1,023,289,238円
手持品	9,041,033本	1本につき0.43円	4,054,193円
合 計	161,813,701本	—	1,027,343,431円

4 入湯税

課税状況

課税標準	税率	調定額	特別徴収義務者数
247,702人	1人当たり 150円	37,155,300円	22人

5 窓口事務

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者等が金融対策の融資制度を受ける場合や個人が生活福祉資金（緊急小口資金）、総合支援資金（生活支援費）等を受ける場合に必要となる証明書について、令和3年度も引き続き証明発行手数料を無料とした。

(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付等

区分	一般	公用	合計
標識交付申請	619件	0件	619件
廃車申告	597件	0件	597件
変更申告	126件	0件	126件
区分	一般	公用	合計
標識再交付申請	13件	0件	13件
標識弁償	3件	0件	3件

(2) 証明取扱件数

区分	件数	コロナによる減免件数
所得証明	6,224件	326件
資産証明	2,679件	2件
住宅用家屋証明	721件	—
廃車証明	83件	—
営業証明	79件	—

(3) 閲覧取扱件数

閲覧	1,280件
----	--------

(4) 固定資産台帳複写枚数

複写	3,740枚
----	--------